| | |
|---|---|
| 休止（廃止）しようとする業務の範囲 | |
| 休止（廃止）しようとする年月日 | |
| 休止しようとする期間 | |
| 休止（廃止）しようとする理由 | |

注　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　不要の文字は、抹消すること。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

**様式第二十六**（第122条関係）

表

| | |
|---|---|
| 第　　号<br>立入検査職員身分証明書<br>職　　名<br>氏　　名<br>生年月日<br>上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の３第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。<br>年　　月　　日交付<br>文部科学大臣　印 | |

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

**第43条の３**　文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

**第43条の２**（第１項及び第２項略）

３　前２項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第56条**　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五　第43条の３第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

**第二条**　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までの表中「第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八」を「第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十」に改める。

## ○厚生労働省令第四十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第１章　関係省令の整備等（第１条―第三十二条）
第２章　経過措置（第三十三条・第三十四条）
附則

**第１章　関係省令の整備等**

（障害者自立支援法施行規則の１部改正）

**第１条**　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の１部を次のように改正する。

目次中「第六条の二十一」に、「、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費」を「及び特例訓練等給付費」に改め、「サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、」を削り、「第三十二条の二」を「第三十三条」に、「第四款　指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七―第三十四条の二十八）」を「第四款　指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（第三十四条の七―第三十四条の二十六）」に、「第管理体制の整備等（第三十四条の二十七―第三十四条の三十）」を「第五款　業務二節　自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第三十五条―第六十三節　補装具費の支給（第六十五条の二―第六十五条の九）」に改める。

「第二節　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費（第三十四条の三十一―第三十四条の五十）
第一款　地域相談支援給付決定等（第三十四条の三十一―第三十四条の五十）
第二款　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費（第三十四条の五十一―第三十四条の六十）
第三款　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第三十四条の六十一―第三十四条の六十四）
第三節　自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第六十五条の二―第六十五条の九）
第四節　補装具費の支給（第六十五条の十―第六十五条の十四）
第四節　高額障害福祉サービス等給付費（第六十五条の九の二）
特例計画相談支援給付費の支給（第三十四条の五十一―第三十四条の五十六）
十七―第三十四条の六十）
三十五条―第六十五条の二）

に、「第五章　雑則（第六十九条―第七十一条）」を「第五章　国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務
第六章　雑則（第六十九条―第七十二条）」に改める。

（第六十八条の四）